

交通災害共済 について

◆対象となる交通事故による災害

自動車、バイク、自転車などの道路交通による人身事故

◆請求期間

交通事故にあった日から **1年以内**

交通事故がもとで後遺障害が残った場合は **2年以内**

◆年会費

一人 **350円**

※ 学童団体の場合

○小学1年生以下 **150円**

○小学2年生～中学3年生 **300円**

◆共済見舞金などの請求に必要なもの

- ①自動車安全運転センター発行の交通事故証明書
(被災者名が確認できるもの)
 - ②医師の診断書または柔道整復師の施術証明書
 - ③会員証
 - ④死亡したときは死体検案書または死亡診断書
 - ⑤口座振替ができる金融機関の通帳
- ※ **警察への届け出がない場合、交通事故証明書は発行されませんので、ご注意ください。**

◆共済期間 4月1日～3月31日

○共済見舞金等金額

等級	災害の程度	金額
1	死亡した場合	1,000,000円
2	自動車損害賠償保障法施行令別表第1級から第3級各号に掲げる障害の場合	500,000円
3	90日以上の治療を要する場合	70,000円
4	60日以上90日未満の治療を要する場合	50,000円
5	30日以上60日未満の治療を要する場合	40,000円
6	30日未満の治療を要する場合	30,000円



三戸町運転免許自主返納者支援

タクシー料金助成事業 について

◆タクシー料金助成について

タクシー料金助成券 **12,000円分** (500円×24枚)

○助成券の有効期限は、交付された年度の末日 (3月31日) までとなります。

○申請する日に応じて助成券の交付枚数が変わります。

6月30日までに申請

→24枚 (12,000円分) 交付

7月1日以降に申請

→翌年3月までの月数に応じ交付 (1カ月2枚) し、残りの月数分は、翌年度に交付します。

※ 三戸町のタクシー会社でのみご利用できます。

※ 三戸町デマンドタクシーでのご利用も可能です。

◆対象者

運転免許証を自主的に返納 (平成29年4月1日以降) した人で、申請日において三戸町に住民基本台帳法に基づく住民登録のある人 (1人につき1回限り)。

◆その他の支援について

運転経歴証明書を持っている人は、県内各協賛店の特典支援を受けることができます。詳しくは、三戸警察署 (☎22-1135) へお問い合わせください。また、青森県警察ホームページでもご覧いただけます。

(例) 三戸タクシー、田中タクシー…料金10%割引
三戸スタンプ会…サンカードポイント3～5倍

◆手続きに必要なもの

●ご本人が申請する場合は、

- ①タクシー料金助成券交付申請書
- ②印鑑 (認め印可)
- ③運転経歴証明書または運転免許の取消通知書

●代理人が申請する場合は、上記の①～③に加え、

- ④委任状
- ⑤代理人の本人確認書類
- ⑥印鑑 (認め印可)

※ ①、④は役場総務課で配布します。

◆運転免許証の自主返納について

○県内の各運転免許センター、運転免許試験場、警察署で返納の手続きが可能です。

○自主返納に関するお問い合わせは、三戸警察署まで。